

静岡県告示第493号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年5月14日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|------|--|-----------|
| 焼津森線 | 焼津市越後島字越後島344番の2から 焼津市越後島字越後島355番の3まで | 令和3年5月14日 |

=====

静岡県告示第494号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年5月14日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|---|-----------|
| 相俣岡部線 | 藤枝市岡部町玉取1599番の14から 藤枝市岡部町玉取1595番の6まで | 令和3年5月14日 |